

## 第2編 前期基本計画



# 序章 施策の体系

第1節 施策の体系

第2節 基本計画の見方

# 第1節 施策の体系

「基本構想」で定めた将来都市像の実現のため、「前期基本計画」では施策の体系を次のとおり定め、各分野における施策に取り組みます。

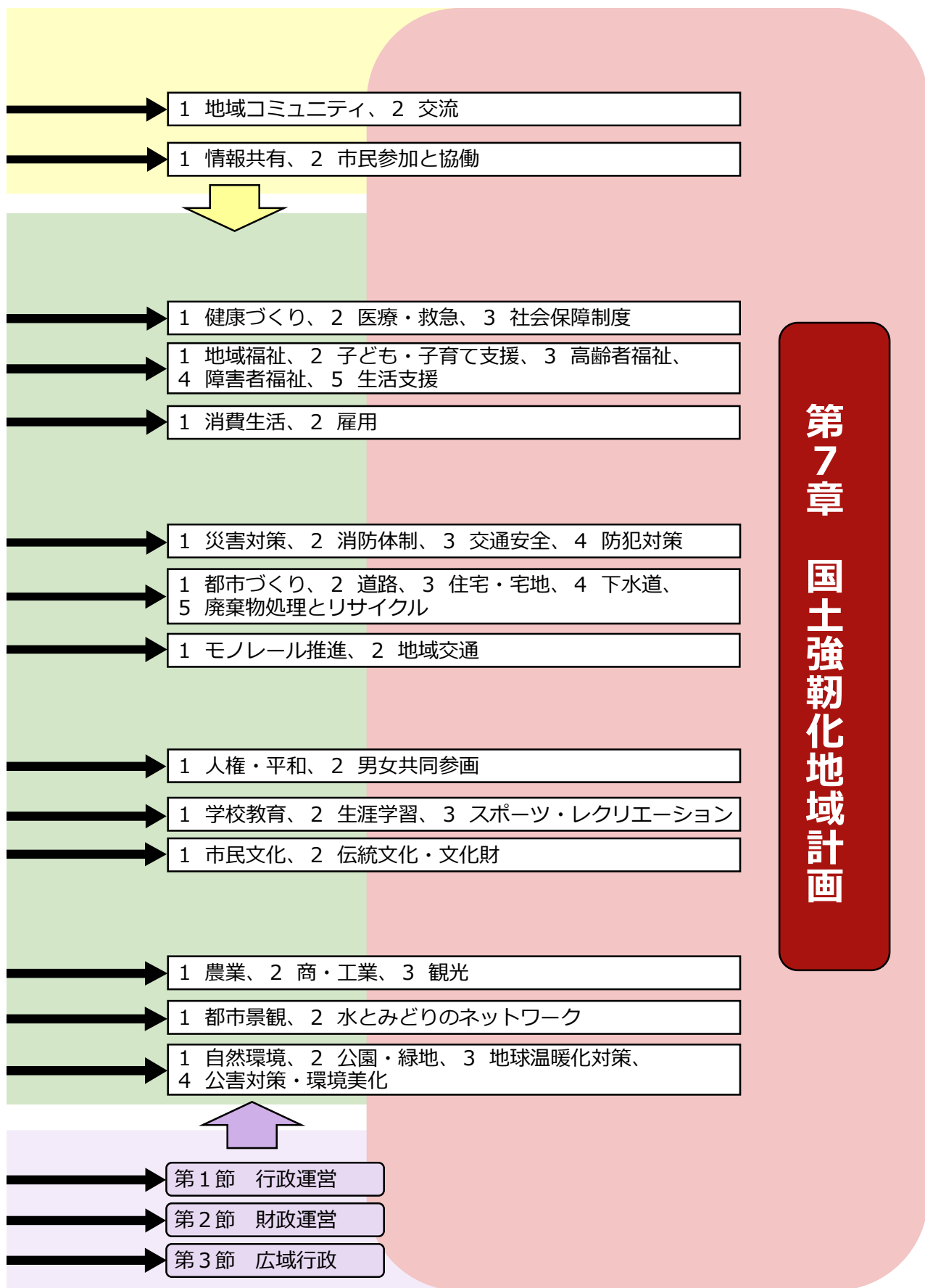
将来都市像

人と人との絆をつむぐ

誰もが活躍できるまち

むさしむらやま





## 第2節 基本計画の見方

各タイトルです。  
背景の色は、施策の  
体系に合わせ、章ご  
とに変えています。

### 第3節 広域行政

#### ■ 現状と課題

本市の市街地は北側の丘陵地を除いては、おおむね隣接市の市街地と連続・連担しており、交通機関や情報・通信手段の発達もあって、市民の日常生活や経済活動の範囲は、市の区域を越えて拡大しています。

今後、行政運営の効率化と市民サービスを更に充実させていくためには、広域的な連携により行政運営を行うなどの検討を進める必要があります。

本市では、平成23年4月から近隣自治体と図書館の相互利用を開始したほか、一部事務組合方式により、廃棄物、し尿処理、火葬事業などを関係団体と共同で行っていますが、今後は、地方分権の進展により、事務の共同処理などの一層の広域行政を推進する必要があります。

近年の状況や市の現  
在の取組、今後施策  
を推進していくに当  
たっての課題等  
です。

表6-1 図書館相互利用の状況

区分		有効登録者数(人)	延貸冊数	備考
武蔵村山 市民	登録先			市外の図書館の利用状況
	立川市	930	9,857	
	昭島市	90	756	
	東大和市	1,458	19,231	
	瑞穂町	319	4,912	
	合計	2,797	34,756	
	立川市民	64	5,415	市内の図書館の利用状況
	昭島市民	13	1,820	
	東大和市民	28	9,067	
	瑞穂町民	13	923	
	市外在住者合計	118	17,225	

(注)登録者数は令和2年4月1日現在、延貸冊数は平成30年4月1日から平成31年3月31日までの点数

出典 図書館資料

今後5年間を展望し  
た各施策の目指す方  
向性です。

#### ■ 基本方針

地方分権の進展に伴い、広域的な対応を迫られる事案が更に増加することが予想されるため、様々な分野において、近隣自治体との連携及び協力を一層推進します。

#### ■ 施策の体系・内容

##### 3 広域行政

(1) 一部事務組合の運営体制の強化等

・一部事務組合の運営体制の強化等

(2) 近隣自治体との連携

・近隣自治体との連携

施策を推進するた  
めの具体的な施策群  
の関係性です。

基本方針に基づいて取り組む施策を、大項目としてまとめて表現しています。

取り組む施策の項目です。  
【新規】と記載されているものは本計画で新たに記載した項目です。

各項目で取り組む施策の主な内容です。

(1) 一部事務組合の運営体制の強化等

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
一部事務組合の運営体制の強化等	高度化・多様化する行政課題に対応するため、構成団体と連携して本市が加入する一部事務組合の運営体制の強化に努め、市民ニーズに配慮した適切な措置を講じます。 また、一部事務組合が市民の身近な存在となるようにPRに努めます。		
	○3市共同資源化事業の推進【再掲】	ごみ対策課	17
	○ <b>強靱化</b> 一部事務組合の体制強化	関係各課	

具体的な施策の内容や名称です。  
文頭に◎が付いている施策は、本計画で新たに記載した施策です。

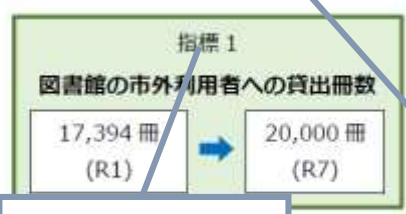
(2) 近隣自治体との連携

項目	内容		
	具体施策	所管課	SDGs
近隣自治体との連携	市域を越えて広域的な取組を行っている廃棄物、し尿処理に加え、公共施設や通機関の整備・利用、観光、生涯学習、各種証明書発行などについて、コスト削減と利便性の向上を図るため、歴史的、経済的、社会的に密接な関係を有する自治体等との連携、協力関係の維持及び発展に努めるとともに、災害発生時の相互応援定を締結している自治体との応援体制の構築に努めます。 また、地方分権の進展を踏まえ、事務の共同処理について検討を行います。		
	○事務の共同処理の検討	企画政策課	17
	○多摩・島しょ広域連携活動事業の推進		
	○ <b>強靱化</b> 災害時相互応援協定締結自治体との連携訓練【再掲】	防災安全課	
	○図書館の相互利用の周知・促進	図書館	
	○ <b>強靱化</b> 文教施設の相互利用の検討	文化振興課	
	○ <b>強靱化</b> 関係自治体との連携【再掲】	道路下水道課	
○ <b>強靱化</b> 東京電子自治体共同運営システムの運用【再掲】	行政経営課		

具体施策を所管する課の名称です。

具体施策が、SDGsのどのゴールの達成に資する施策かをアイコンで示しています。複数のゴールに関係する場合は、一番関連性の高いゴールのアイコンを表示しています。(各ゴールの詳細については次のページを参照してください。)

成果指標



施策の実施状況や、達成状況等を表す指標の、現況と目標です。

**強靱化**マークが付いている施策は、第7章で定める国土強靱化地域計画にも位置付けている施策です。  
また、その項目に基づく全ての具体施策が国土強靱化地域計画に位置付けられる場合は、大項目に大きく**強靱化**マークを付けています。

## SDGs（持続可能な開発目標）の17のゴールについて

「基本構想」において課題として位置付けた「SDGsの達成に向けた取組」に対応するために、この「前期基本計画」では、SDGsの17のゴールのアイコンを各施策に表示し、それぞれの施策がどのゴールの達成に資する取組であるかを示します。

アイコン	ゴールの名称等	アイコン	ゴールの名称等
	<b>1.貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		<b>10.人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する。
	<b>2.飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		<b>11.住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	<b>3.すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		<b>12.つくる責任つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する。
	<b>4.質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。		<b>13.気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	<b>5.ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		<b>14.海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	<b>6.安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		<b>15.陸の豊かさを守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	<b>7.エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。		<b>16.平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	<b>8.働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。		<b>17.パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	<b>9.産業と技術革新の基盤をつくろう</b> 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		<b>・カラーホイール</b> 17のゴールそれぞれのカラーを一つの輪として表現した、SDGsを象徴するアイコン

SDGsは、この17のゴールのほかに、169のターゲットを定めています。

本計画における具体施策とゴールの関連付けに当たっては、このターゲットに定められている内容も参考に設定しています。

それぞれのターゲットについては資料編に記載しています。